

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年十月二十日から令和六年二月二十日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和五年十月二十日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーエバグリーンプラス橿原膳夫店
所在地 橿原市膳夫町四四三番一及び出垣内町四番ほか

二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一〇二台
（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 三二台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時
（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午前零時三十分まで
（変更後）午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更する年月日

二の1 令和六年六月六日

二の2 令和五年十月二十日

四 届出年月日

令和五年十月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーエバグリーン田原本店

所在地 磯城郡田原本町大字千代八五番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一〇六台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 三七台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午前零時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更する年月日

二の1 令和六年六月六日

二の2 令和五年十月二十日

四 届出年月日

令和五年十月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミヤショッピングセンター広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字安部二一五番三ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一、〇五〇台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 五八二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四七七台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一一一台

三 変更する年月日

二の1 令和六年六月六日

二の2 位置 令和五年十月二十日

収容台数 令和六年六月六日

四 届出年月日

令和五年十月五日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き

ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで